拡張アメダス気象データに関するライセンス契約書

株式会社気象データシステム（以下「甲」という）と○○○○○（以下「乙」という）は、拡張アメダス気象データ[注1]及び附属するプログラム類（以下「本著作物」という）の使用許諾に関する契約（以下「本契約」という）を、以下の通り締結する。

（契約の目的）

第１条　本契約の目的は、甲が著作権を有する本著作物を乙が使用するにあたり、ライセンスの範囲（第２条）、ライセンスの期間（第３条）、ライセンスの対価及び納入（第４条）、及び甲乙双方の遵守事項を取り決めることである。

（ライセンスの範囲）

第２条　甲が乙に許可する使用者、使用者数、及び使用者に使用を許可する本著作物の気象データ・プログラム類の範囲等は以下の通りである。

（１）　使用者

使用者は乙の本社及び営業所の従業員とする。

使用者数は○○○○とする。使用者数とは使用者の総数であり、同時使用者数ではない。

（２）　気象データ

年別拡張アメダス気象データ

標準年拡張アメダス気象データ[注2]

気象要素：全要素

対象地点：全地点

（３）　プログラム

EA DataNavi

（４）　ネットワーク上での使用の許可

ネットワーク上での使用を許可する。ただし、ネットワーク上での使用とは、使用者（１）が、乙のサーバー上に置いた気象データ（２）を、ネットワークを介してプログラム（３）または自前で開発したプログラムにより操作することをいう。

（ライセンスの期間）

第３条　使用を許可する期間は、○○○○年○○月○○日から１年間とする。ただし、期間満了の３ヶ月前までに甲乙いずれからも特段の意思表示がないときは、本契約は同一条件をもって１年間延長し、以降も同様とする。なお、同一条件で延長する場合は、本契約書をそのまま適用し、更新は行わないものとする。

（ライセンスの対価及び納入）

第４条　乙は甲に対し、使用許諾の対価として、金○○○○円／年（税別）を本契約締結後すみやかに甲の指定する口座に振り込むことにより支払う。同一条件で契約を延長する場合は延長後すみやかに支払う。なお、振込みに要する手数料は乙の負担とする。

注1　本書式は１時間間隔 EA 気象データ用のものです。分間隔 EA 気象データ用の書式は別にあります。

注2　将来標準年を含む場合はその分のライセンス料金が加算されます。

[この書式は予告無く変更されることがあります。]

２　甲は対価の支払いを確認した後、速やかに、第２条（２）の気象データ一式を２セット、及び、第２条（３）のプログラムのインストールに必要な文書とシリアル番号を納入するものとする。

３　甲は、契約後に新たに第２条に記載した第２条（２）の気象データを開発した場合、それらの販売開始から３ヶ月以内にそれらを乙に無償で提供するものとする。甲が第２条に記載したプログラム類を更新した場合も同様とする。

４　乙は甲に対し、経済事情その他著しい変化が生じたときは、使用許諾の対価について、協議を申し入れることができる。なお、当該協議が整わなかったときは従前の対価を引き続き支払うものとする。

（禁止行為）

第５条　乙は、以下の行為をしてはならない。

（１）　第三者（第２条（１）の使用者以外の者をいう。以下同じ）に第２条（２）の気象データ、第２条（３）のプログラムを提供すること。

（２）　第２条（２）の気象データを改変したデータ、第２条（３）のプログラムにより出力したデータ、第２条（２）の気象データまたはそれを改変したデータまたは第２条（３）のプログラムにより出力したデータを操作するプログラム類を、甲の許可なく公表したり第三者に提供したりすること。

（二次的著作物の提供）

第６条　乙は、乙が本著作物を利用して製作した販売促進用資料及び研究報告用資料等を公表または提供することができる。ただし、公表及び提供に際しては本著作物を使用したことを明示する。

２　乙は、乙が製作した、本著作物の気象データまたはその一部またはその気象データを処理して得られた二次的データを内蔵するツールやソフト類（本件成果物という）を、第三者に提供してはならない。

（本件成果物を第三者に提供する場合）

第７条　乙は、本件成果物を第三者に提供する場合は、甲と別途契約を締結しなければならない。

（責任制限）

第８条　甲の責任範囲は以下の通りである。

（１）　使用を許諾した気象データ及びプログラム類に複製の誤り等の不具合が発覚した場合は、甲は不具合の状況を確認した上で当該気象データまたはプログラム類を交換する。

（２）　甲は、直接、間接を問わず、使用を許諾した気象データ及びプログラム類の使用により生じたいかなる損害の責任も負わない。

（契約終了後の措置）

第９条　第３条において甲乙のどちらかが契約延長の意思がないことを他方に通知した場合は、本契約は継続せず、本契約期間終了日をもって終了するものとする。

２　前項に基づき契約が終了した場合、乙は第２条の使用者（１）に契約が終了したことを直ちに周知し、サーバーやコンピュータ等に置いた第２条の気象データ（２）、第２条の気象データ（２）を編集したデータ、プログラム（３）をすべて抹消しなければならない。また、第６条に記載した販売促進用資料やそれに類する二次的著作物を顧客等に配布することはできない。また、第６条２の本件成果物が、第２条の気象データ（２）、第２条の気象データ（２）を編集

[この書式は予告無く変更されることがあります。]

したデータを多く含む場合は、それらのデータを抹消しなければならない。

3　乙は、第７条により本件成果物の提供を受けた乙の顧客等に、当該顧客がサーバーやコンピュータ等に置いて使用している本件成果物のすべてを、本契約終了後速やかに抹消させなければならない。

（秘密保持）

第１０条　甲及び乙は、本契約の締結及びその内容を含め、本契約の履行により知り得た相手方の技術上、営業上及び業務上の一切の秘密を、第三者に開示、漏洩しないものとする。

（協議）

第１１条　本契約に定めなき事項、または本契約の解釈に疑義のある事項については、本契約当事者の協議により友好的に解決するものとする。

（紛争処理）

第１２条　甲及び乙は、本契約に関する訴訟の第一審の管轄裁判所を鹿児島地方裁判所とすることに同意する。

本契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、甲乙が各１通を保管する。

○○○○年○月１日

（甲）　鹿児島市高麗町１０－１９－１１０５
株式会社気象データシステム
代表取締役　赤坂　裕　　印

（乙）　（所在地）
（名　称）
（代表者名）　　印

[この書式は予告無く変更されることがあります。]